指定給水装置工事事業者確認事項調書

（更新用）

年　　月　　日

鰺ヶ沢町長　殿

郵便番号・住所

氏名又は名称

代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電　話　番　号

１　水道事業者が実施している指定給水装置工事事業者向け講習会（広域開催も含む）の受講実績（過去５年以内）

|  |
| --- |
| 受講状況　　公表（　可　・　不可　） |
| □受　講　　　　年　　　月　　日　（受講を証明する書類（受講証等）を添付してください） |
| □未受講　※（非公表）　理　由　： |

２　指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |
| --- |
| 業務内容　　公表（　可　・　不可　） |
| 営業日、営業時間 | 休業日 | 修繕対応時間 |
|  |  |  |
| 漏水等修繕対応の可否　　公表（　可　・　不可　）　 |
| 　□漏水調査　　　　　　　□屋内配管の修繕　　　　　□屋外配管の修繕（敷地内の埋設管）　　　□凍結解氷　　　　　　　□その他 |
| 対応工事種別（新設・改造等）　　公表（　可・　不可　） |
| 　□道路上の工事（配水管からの分岐、水道メーターまでの配管等） （　新設　・　改造　）　□宅地内の工事（水道メーターから屋外、屋内の給水装置の配管等）（　新設　・　改造　）　□その他 |
| その他（メールアドレス、緊急時、営業時間外の連絡先）　　公表（　可　・　不可　） |
|  |

※公表には、ホームページ等の掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届出るようお願いします。

３　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

水道法施行規則第３６条

法第２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

４給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公表（　可　・　不可　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（非公表） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載して下さい。

※受講者名は公表対象外です。

４　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則第３６条

法２５条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

（工事を施行しない場合は、チェック欄にレ点を記入してください。）

公表（　可　・　不可　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（非公表） | 配水管への分水栓取付・穿孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか（〇×を記入） | 資格等を有しているか（〇×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等※ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※以下に示す保有資格等（網かけ部）を記載して下さい。

①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

②職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）第４４条に規定する配管技能士

③職業能力開発促進法第２４条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者

（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。